

本会議のあらまし

平成31年館林市議会第1回定例会は、3月1日から19日までの19日間の会期で開かれました。この定例会に市長から提案された議案は21件で、審議の結果、いずれも原案のとおり同意、可決されました。

人事案件

▽教育長の任命について
教育長の吉間常明さん（上三林町）の任期が、本年3月5日をもって満了となることから、後任に小野定さん（大島町）を任命したいとして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求められたもので、全員一致で同意されました。



教育長
小野 定 さん

▽公平委員会委員の選任について
公平委員会委員の黒岩光枝さん（堀工町）の

条例の改正

任期が、本年3月11日をもって満了となることから、引き続き選任したいとして、地方公務員法の規定により、議会の同意を求められたもので、全員一致で同意されました。

▽館林市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
市長等の給料については、「館林市長等の給料の特例に関する条例」に基づき、平成18年1月1日より、市長については97万5000円の20%減の78万円、副市長については82万5000円の16%減の69万3000円、教育長については73万円の12%減の64万2400円に、それぞれ

れ給料月額を減額していましたが、本年4月25日をもってその特例期間が終了することに伴い、館林市特別職報酬等審議会の答申に基づき、給料の額を市長は89万円に、副市長は75万6500円に、教育長は66万7500円に、それぞれ改定するため、本条例の一部を改正しようとするもので、賛成多数で可決されました。

▽館林市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
市長等の退職手当の支給割合について、館林市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長は100分の60から100分の45に、副市長は100分の35から100分の30に、教育長は100分の28から100分の25に改定するたため、本条例の一部を改正しようとするもので、賛成多数で可決されました。

▽館林市奨学資金貸与に関する条例
奨学資金貸与の申請に必要な保証人2名の居住要件を、これまでの市内に居住することから日本国

内に住所を有することに改めることで、より利用しやすい制度にすることをはじめ、規則で規定していた学業成績証明書の提出を条例に明記して厳密化するとともに、奨学金の全部または繰り上げ返済が可能であることを明記し、弾力的な返済ができるようにするため、本条例の全部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴い、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格要件について、新たに制度化される専門職大学の前期課程を修了した者を追加するため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。



▽館林市応急生活資金貸付条例の一部を改正する条例
元号が改められることに伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市国民健康保険条例の一部を改正する条例
国民健康保険の財政運営主体である群馬県が決定する国民健康保険事業費納付金を納付する必要があるため、保険税率等を改正するものである。保険税率については、館林市国民健康保険運営協議会に諮問し、その答申を受けて平成31年度の税率を改正しようとするものであり、一人当たりの保険税額の比較では、平成30年度の10万8501円に対し、平成31年度は11万2976円となり、差し引き、4475円、率にして4・12%の引き上げ等を行うため、本条例の一部を改正しようとするもので、賛成多数で可決されました。

▽館林市市営住宅設置条例の一部を改正する条例